

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

- 北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課】 3
- 北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則【消防局警防部消防団・市民防災課】 5

### ◇ 告 示

- 北九州市中小企業融資制度要綱の一部改正【産業経済局新成長戦略推進部中小企業振興課】 6
- 雑草等の除去委託料の単価【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】 8

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 9
- 特定調達契約の落札者の決定【港湾空港局港営部港営課】 10

### ◇ 交 通 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 11

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

- 1 総務部総務課に企画広報係を新設し、企画に関する事務を総務課へ移管することにしました。
- 2 総務部訓練研修センターの事務に消防音楽隊に関する事務を加えることにしました。
- 3 予防部規制課保安係の事務に高圧ガスの製造等の許可に関すること等を加えることにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することとしました。

### ◇北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 常時介護を要する状態の者に係る介護補償について、費用を支出して介護を受けた日があるときの介護補償の月額限度額については10万5,290円に、親族等による介護を受けた日があるときの介護補償の月額については5万7,190円に、それぞれ引き上げることにしました。
- 2 随時介護を要する状態の者に係る介護補償について、費用を支出して介護を受けた日があるときの介護補償の月額限度額については5万2,650円に、親族等による介護を受けた日があるときの介護補償の月額については2万8,600円に、それぞれ引き上げることにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することとしました。

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第21号

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

北九州市消防局組織規則（昭和61年北九州市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条総務部総務課の項中 「施設係 経理係」 を 「企画広報係 経理係 施設係」 に改め、同条総務部

人事課組織計画係の項を削る。

第3条総務部総務課庶務係の項第10号を次のように改める。

（10） 局内他課の所管に属しないこと。

第3条総務部総務課庶務係の項第11号から第14号までを削り、同条総務部総務課施設係の項を次のように改める。

企画広報係

- （1） 重要事項の企画、調査及び研究並びに情報の収集及び分析に関すること。
- （2） 消防力整備の総合企画に関すること。
- （3） 消防相互応援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- （4） 重要な事務事業の連絡調整及び進行管理に関すること。
- （5） 事務改善の指導及び調査に関すること。
- （6） 消防に関する広報活動及び広聴活動の企画及び連絡調整に関すること。
- （7） 職員広報に関すること。
- （8） 消防統計の総括に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- （9） 消防長会に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

（10） その他企画に関すること。

第3条総務部総務課経理係の項の次に次のように加える。

施設係

- （1） 土地、建物その他工作物等（水利施設を除く。）の取得、借受け及び処分並びに管理に関すること。

- (2) 建物その他工作物（水利施設を除く。）の設置に関する事  
。
- (3) 消防機械の取得、処分及び配置並びに消防機械器具の管理に  
関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 消防機械器具の研究及び開発に関する事。
- (5) 車両の事故処理に関する事。

第3条総務部人事課組織計画係の項を削り、同条総務部訓練研修センター職  
員研修係の項に次の1号を加える。

- (7) 消防音楽隊に関する事。

第3条予防部規制課危険物係の項第5号中「高圧ガス、」を削り、同項第6  
号及び第7号を削り、同条予防部規制課保安係の項第3号を次のように改める  
。

- (3) 高圧ガスの製造等の許可に関する事。

第3条予防部規制課保安係の項に次の3号を加える。

- (4) 高圧ガスの規制に関する事。
- (5) 液化石油ガス販売事業等の許可に係る意見等に関する事。
- (6) 液化石油ガス設備工事の届出に関する事。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第23号

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和44年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4の常時介護を要する状態の（1）の項中「10万5, 130円」を「10万5, 290円」に改め、同表の常時介護を要する状態の（2）の項中「5万7, 110円」を「5万7, 190円」に改め、同表の随時介護を要する状態の（1）の項中「5万2, 570円」を「5万2, 650円」に改め、同表の随時介護を要する状態の（2）の項中「2万8, 560円」を「2万8, 600円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

北九州市告示第106-2号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和44年北九州市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「小規模企業者支援資金は、」の次に「国の全国統一保証制度である」を加え、同条第3項中「経営力強化サポート資金は、」の次に「国の全国統一保証制度である」を加える。

第8条第1項中「同項第3号及び第5号」を「同項第3号から第8号まで」に、「同項第4号及び第6号から第9号までの資金にあっては市長に、同項第10号」を「同項第9号」に改める。

第10条第2項第1号中「1,250万円」を「2,000万円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「及び第7号」を削り、同項第2号ただし書及び第4号を削る。

第11条第3号中「1,250万円」を「2,000万円」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

第19条第3号中「3,000万円」を「3,500万円」に改め、同条を第18条とする。

第20条を第19条とする。

付則第6項中「第13項第1号」を「第12条第1号」に改め、「1億円」の次に「（法第2条第6項に規定する特例中小企業者にあつては、1億円に8,000万円を加えた額）」を加える。

付則に次の1項を加える。

7 前項の場合において、法第2条第6項に規定する特例中小企業者に係る8,000万円を融資限度額とする資金については、国の全国統一保証制度である危機関連保証制度要綱（中小企業庁制定平成29年10月25日付け中庁第1号）に定める保証制度の対象となる融資制度とする。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市中小企業融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後に融資の申込みをした者について適用し、同日前に融資の申込みをした者については、なお従前の例による。

北九州市告示第121号

あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（昭和45年北九州市規則第36号）第3条第2項の規定により、雑草等の除去委託料の単価を、次のように定める。

平成30年4月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1回につき1平方メートル当たり105円（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）



北九州市公告第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年4月3日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区津田五丁目408番1、409番3及び409番11	北九州市小倉北区浅野二丁目14番1号 株式会社桜家 代表取締役会長 河底耕一

北九州市公告第202号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月3日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市太刀浦第1コンテナターミナル電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市港湾空港局港営部港営課  
北九州市門司区西海岸一丁目2番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年1月30日
- 4 落札者の名称及び住所  
テプコカスタマーサービス株式会社  
東京都江東区豊洲五丁目5番13号
- 5 落札金額  
2,699万3,002円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成29年12月14日
- 8 落札方式  
最低価格による。

## 北九州市交通局公告 1 2 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 5 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 4 月 3 日

北九州市交通局長 吉 田 茂 人

### 1 調達内容

- (1) 購入品目及び台数  
一般貸切旅客自動車（大型） 2 台
- (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり
- (3) 納入期限 平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日
- (4) 納入場所 北九州市若松区東小石町 3 番 1 号  
北九州市交通局若松営業所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 1 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術管理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年4月20日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局総務経営課

イ 日時 公告の日から平成30年5月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、平成30年5月17日は、午後2時まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成30年4月27日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年4月20日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年5月16日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成30年5月17日午後2時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規

程第5号。以下「契約規程」という。)において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Large size chartered bus

Quantity: 2 unit

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., May 17, 2018

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., May 16, 2018

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,  
City of Kitakyushu